

平成26年4月1日以降に育児休業を開始した組合員に係る育児休業手当金の給付上限相当額について、育児休業を開始した期間が180日に達するまでの期間については下記のとおり変更されました。

1 平成26年4月1日以降に開始する育児休業に係る育児休業手当金の給付上限相当額

	給付上限相当額(日額)
育児休業をした期間が180日に達するまでの期間	13,001円
上記以外の期間	9,702円

2 平成26年3月31日までに開始した育児休業の場合
給付上限相当額(日額) 9,702円(変更なし)

(注) 上限額が適用される方は、給料月額が341,550円以上(特別職については、426,910円)の組合員となります。

* 上記の給付上限相当額は、次の計算式から求めた給付日額の上限額となります。

【育児休業をした期間が180日に達するまでの期間】

- ・ 給料月額 × 1 / 22 = 給料日額 (10円未満四捨五入)
- ・ 給付日額 = 給料日額 × 67 / 100 × 1.25 (特別職は、1.0)

【上記以外の期間】

- ・ 給料月額 × 1 / 22 = 給料日額 (10円未満四捨五入)
- ・ 給付日額 = 給料日額 × 50 / 100 × 1.25 (特別職は、1.0)

<参考>

給付上限相当額：雇用保険法第17条第4項第2号ハに相当する額

平成26年4月1日以降の育児休業開始より180日まで(土日を含む日数)

$$14,230円 \times 30 \times 67 / 100 \times 1 / 22 = 13,001円(円未満切捨て)$$

上記以外の期間

$$14,230円 \times 30 \times 50 / 100 \times 1 / 22 = 9,702円(円未満切捨て)$$